

## 第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	いずみ松本町保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 いずみ
対象サービス	児童（保育所）
事業所住所等	〒221-0841 神奈川県横浜市神奈川区松本町5丁目37-2
設立年月日	平成28年4月1日
評価実施期間	平成29年5月 ～ 平成29年12月
公表年月	平成30年1月
評価機関名	株式会社 学研データサービス
評価項目	横浜市指定評価項目
<b>総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）</b>	
<p>《施設の概要》</p> <p>いずみ松本町保育園は社会福祉法人いずみにより平成28年4月に開設された認可保育園です。0～5歳児が対象で、定員は150名、産休明け保育、延長保育、一時保育、障がい児保育を実施しています。開園時間は、平日は7時から20時、土曜日は7時から18時です。横浜市営地下鉄三ツ沢下町駅から徒歩4分、東急東横線反町駅から徒歩10分程で交通アクセスが良く、近隣には商店街や医療機関もあり生活には便利な地域にあります。園庭が広く実のなるさまざまな木を植え収穫を楽しみにしています。保育理念として「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す」を掲げています。保育目標は「明るくあいさつや返事のできる子ども」「やさしく思いやりのある子ども」「友だちと仲良く遊ぶ子ども」「自分のことは自分でできる子ども」「よく考えて工夫する子ども」「健康で元気な子ども」「最後まで頑張れる子ども」です。</p> <p>《特に優れている点・力を入れている点》</p> <p>○園舎も園庭も子どもが豊かな感性をはぐくむことができる環境設定になっています</p> <p>園は「子どもが楽しく充実した1日を過ごせる保育園」「キラキラした笑顔の子どもたちが主役の保育園」を目指しています。交通アクセスが良く生活に便利な地域にありますが、広い園庭があり、新しい園舎にはさまざまな工夫を凝らし、子どもたちが毎日楽しく過ごすことができる恵まれた環境です。門を入ると季節の花が植えられ、砂場も設置され、裏庭にはいちじくや梅、柿、みかんの木もあります。玄関の水槽には金魚がいます。エントランスは開放的な吹き抜けで、2階に上がる階段下には木のベンチが設置された絵本コーナーがあり、落ち着ける場所になっています。階段にはステンドグラスがあり、優しく見守る親ガエルとオタマジャクシや、みんなに幸せが来るようにフクロウなどのデザインになっています。2階のホールは広くランドピアノが置かれ、リズム運動などに利用されています。</p> <p>○共働きの家庭が安心できる保育園です</p> <p>園は地域的に共働きの家庭が多いという状況の下で、個別の子どもとの状況に合わせ、家庭的な保育を行うよう取り組んでいます。入園前に、成育歴や家庭環境、食事、健康面、寝かせ方や抱き方なども含めた配慮事項などをしっかり把握しています。そのうえで慣らし保育を実施していますが、子どもの状況に配慮しつつも、保護者の状況に合わせて柔軟に対応しています。日ごろの保護者とのコミュニケーションも大切にし、育児のアドバイスなども適切に行っています。急な残業の場合も延長保育に応じ、補食を提供するなど柔軟に対応し、共働きの家庭が安心できるよう支援しています。</p> <p>○のびのびと心身を発達させるリズム遊びや体操教室を実施し、子どもたちは楽しく体験しています</p>	

リズム遊びの日には、子どもたちは音楽に合わせて、早い動きやゆったりとした動きをしたり、いろいろな動物になったり、全身を使って楽しんでいます。園の2階には大きなホールがあり、3～5歳児はホールでグランドピアノを使って、1、2歳児は合同で保育室で実施します。子どもたちは変化するリズムや音楽に合わせて表現を楽しみ、音を聞くことで集中力も養っています。リズム遊びは脳を活性化させる効果があり、運動神経や感覚神経の発達を促しています。また週1回、外部講師を招いて体操指導を受けています。カリキュラムに沿って、ホールで、跳び箱や平均台、縄跳びなどに取り組んでいます。そして、その成果を運動会で発表しています。リズム遊びや体操教室では自分ができたという喜びと同時に、友だちのできたことを喜ぶ気持ちもはぐくんでいます。

《事業者が課題としている点》

保護者や地域の方々にも愛される保育園として発展していくことを課題と捉えています。保育理念に沿った保育の提供を旨とし、保育方針への職員の理解を深め、保育者の自己評価などの反省や課題を振り返って保育園全体に生かしたいと考えています。また、さまざまな家庭環境へのアセスメントや、障がいのある子どもに対する専門的な知識や共通理解を図り、職員一人一人が同じ視点を持って子どもや保護者に支援できるよう取り組みたいと考えています。

さらに、幼保小の取り組みや、一時避難所や地域防災拠点となった場合の取り組みについても検討したいと考えています。

評価領域ごとの特記事項

<p>1.人権の尊重</p>	<p>園では、保育理念として「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す」を掲げています。また「豊かな人間性を持った子どもを育成する」ことを保育方針としています。保育目標は「明るくあいさつや返事のできる子ども」「やさしく思いやりのある子ども」など具体的に7つの子どもの姿をあげており、子ども本人を尊重したものとなっています。職員には理念、基本方針、園目標を配付し、4月の全体会議で全職員で読み合わせを行い、改めて修正箇所があるかどうかなどを話し合う時間を持っています。新入職員に関しては、園長からしっかりと理念や保育の基本方針などについて説明し、理解の促進を図っています。</p> <p>人権に関するマニュアルがあり、子どもへの接し方や言葉使いなどについて記載されています。特に言葉使いについては具体例をあげ、子どもの自尊心を傷つけたり、人権を否定するような言動をしないように周知しています。また「保育士倫理要綱」を職員に配付しています。職員は人権に関する研修に参加し、日ごろから人権に関する意識を高めています。職員は、穏やかな声で子どもたちに話しかけ、子どもの発達に応じてわかりやすい言葉で話をするよう努めています。職員間で相互に言葉使いや言動に注意を払い、園長や副園長、主任が保育の現場で気になった対応や言動を見かけたときには、直接職員に注意することもあります。</p> <p>園舎はゆったりとした造りになっています。友だちや職員の視線を意識せずにご覧になりたいときには、1階の絵本コーナーや2階の多目的室やホールなどを利用しています。また、保育室やホールをパーティションでくぎって、静かに過ごすこともできます。場合によっては、園長や副園長、主任が対応してゆっくり子どもの話を聞くなど、職員間で連携をとって子どもを見守る体制を整えています。なお、3～5歳児のトイレには扉のついた個室を設け、おもらしをした場合にはシャワー室を利用してほかの子どもにわからないよう着替えています。</p>
<p>2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<p>保育課程に基づき、年齢ごとに年間指導計画、月間指導計画、週案を作成しています。指導計画の配慮事項欄には、子どもの発達に合わせて気をつけて対応していく内容を記載し、一人一人の子どもに柔軟に対応しています。さらに、保育士は子どもに、朝の会や帰りの会で行事や活動の内容を言葉で説明し、また言葉では理解しにくい子どもには身振りや絵を描くなど、子どもたちが理解しやすいように伝え</p>

ています。保育士は、保育中の子どもの様子や子どもたちとのコミュニケーションの中で、一人一人の子どもがどんなことに興味があるかを探り、子どもの「やってみよう」という気持ちを大切に柔軟に指導計画に盛り込んでいます。

入園説明会は子ども同伴で実施し、その際に個人面談も行っています。また、保護者と子どもが遊ぶ場面を設定してその様子も観察しています。個人面談では、事前に記入してもらった児童票や生活調査票、児童健康台帳などを基に、必要な項目について聞き取っています。面談は担当保育士が主に対応し、必要に応じて園長や、看護師である副園長も面談しています。面談を通して把握した保護者と子どもの状況については個人面談票に記載し、アレルギーの有無や既往歴など注意が必要な項目については、職員会議で確認しています。記録した書類は児童票のファイルにとじて必要な時には関係者が見ることができます。入園時は個人面談票を基に、授乳の時間や方法、睡眠、好きなおもちゃなどの情報を得て、保育に生かしています。

保育士は指導計画の自己評価欄を活用し、評価や見直しを行っています。月間指導計画はクラス内で話し合い、さらに各々乳児、幼児の各会議を実施した後、主任、副園長、園長と複数の職員がかかわって評価見直しをしています。また、園全体の職員会議で再評価や見直しをして、子どもの発達や状況を正確にとらえるようにしています。保護者との情報共有を大切に、日ごろから保護者とこまめにコミュニケーションをとるよう心がけています。園では常に保護者の思いの把握に努め、懇談会や入園説明会でも意見を募っています。また、連絡帳や日常の会話などから、保護者の要望や意見を把握し、改定の際に反映させています。

### 3. サービスマネジメントシステムの確立

就学を迎える5歳児に関しては、「保育所児童保育要録」を作成し小学校に提出することになっています。入園後の子ども一人一人に、児童票や成長記録、健康台帳、生活調査票などの個人記録があり、年齢別にファイリングしています。児童票には家族構成、保護者連絡先、保護者の就労状況、かかりつけ病院などが記載されています。入園後の成長の記録は、0～2歳児は毎月、3歳児からは期ごとに個人の経過記録に記載しています。ファイルは事務室の鍵のかかる書棚に保管し、職員は必要時に見ることができます。年度末の引き継ぎは旧担任から新担任へ個別の申し送りが行われています。

配慮を必要とする子どもの保育にあたっては、毎日のミーティングや乳児会議、幼児会議、職員会議の中で情報を共有し、適切な対応ができるよう話し合い、園長や副園長、主任がアドバイスをしています。また職員は、横浜市や神奈川区、横浜市東部地域療育センターなどが主催する園外研修に参加したり、関係する療育サポート施設を見学したり連携をとって、支援に必要な最新の情報を学んでいます。研修終了後、報告書は資料とともに職員間で回覧し、情報を共有して保育に生かしています。個別の子どもに関する情報は、取り扱いに十分注意するとともに、子どもにかかわる職員がいつでも確認できるよう、個別ファイルとして事務室に保管しています。

園は、視覚障がい者用誘導ブロックや多目的トイレが設置され、バリアフリーになっています。障がいのある子どもや健康に配慮を必要とする子どもの受け入れにあたっては、保護者の同意を得てから、医療機関や横浜市東部地域療育センター、神奈川区こども家庭支援課など専門機関から助言や情報を得る体制を整備しています。個別指導計画は障がいの特性を考慮して、生活や遊びのほかに特性に合わせた項目欄を設けるなど工夫して作成しています。子どもにかかわる職員が一貫した対応ができるよう、打ち合わせや職員会議で話し合っています。障がいのある子どもとほかの子どもとは自然に接することができるように、職員同士がよく話し合っています。

#### 4.地域との交流・連携

保育園主催の運動会などに地域の親子を招待した際や、園の見学や電話での問い合わせの際に、園庭開放や一時保育、育児講座、入園相談などについて園への要望を把握しています。また、地域支援の取り組みとして、毎月2回行う園庭開放でも育児相談を行い、その中で園に対する要望を把握しています。神奈川区では公立と私立の保育園が一体となって神奈川区保育所子育て支援連絡会を結成しています。連絡会では、災害などいざという時の避難場所や虐待防止の相談窓口として、また、子育て中の方々が授乳やおむつ替えをするために、保育施設を利用できる「あかちゃんの駅」を増やしています。園はこの連絡会に参加し、「あかちゃんの駅」になっています。

地域支援担当者を2名配置し、園庭開放や育児相談、育児にかかわる要望などを把握して、地域の子育て支援のニーズについて年度末の職員会議などで話し合っています。園では、事前に登録した地域の子育て親子を対象に一時保育を行っています。系列4園とは、春にはゲームやリレー、秋にはドッジボールなどをして一緒に遊んでいますが、年度内に近隣の園とも交流保育を計画しています。また、「すすく子育てひろば」として月1回園庭や施設を地域の子育て家庭に開放し、地域の保護者同士の交流や育児相談を行うほか、専門指導員による年齢別の親子ふれあい体操の育児講座なども年度内に計画しています。

園見学や園庭開放、一時保育、育児講座、入園相談などの際に育児相談を実施しています。離乳食や育児についての悩みなどの相談にのっています。育児相談は随時対応していますが、相談日を設けて毎週実施するなどの対応はしていません。園の行事である運動会や夏祭りなどの際には地域の方を招待しますが、町会の方々のほか、行事ごとに100枚程度、案内を地域にポスティングし情報提供しています。ホームページは今年度作成する計画ですが、園生活など将来の利用者にかかわる情報とともに、地域の子育て家庭支援の取り組みについても掲載するとなおよいでしょう。

#### 5.運営上の透明性の確保と継続性

園のパンフレットを神奈川区福祉保健センターに置いたり、見学者に配付し、将来の利用者に情報提供しています。ホームページは年度内に立ち上げる計画です。横浜市や神奈川区のホームページにも園の情報を提供し、園の概要や保育料金などが掲載されています。このほか運動会や夏祭りなど園の行事の際には、ポスターを貼り出したり地域に案内をポスティングして、情報提供しています。園のパンフレットには、保育目標など園の保育に関する考え方や園の特徴、定員、施設の概要、園での一日の流れ、保育時間、延長時間、給食、補食と夕食、行事、系列園についてなどの情報が記載されています。

電話や直接来訪しての問い合わせには、見学できることを伝え、保育上支障がなければ、利用者の都合に合わせて随時対応しています。園長、副園長、主任、事務員が担当者として、見学者の希望に基づき対応しています。見学は子どもの活動を見ることができるよう平日の午前中を勧めています。見学者の都合に合わせて柔軟に対応しています。場合によっては、見学者の都合で18時以降や土曜日にも対応しています。見学者には園のパンフレットを渡し、その内容に基づいて担当者が説明し、見学しています。案内の際には、個人の質問に丁寧にいねいに対応できるよう配慮し、育児相談にも応じています。見学者があった場合は、見学者名簿に記録しています。

年間指導計画を作成する際には、保育課程とともに保育実践の自己評価について職員相互に話し合っています。職員自らの保育実践やサービス内容の改善をもとに、経験の浅い新入職員の、保護者や子どもへの対応方法を改善することや、育児相談など地域支援の強化などを課題としてあげ、園の次年度の取り組みとして具体化しています。また、横浜市のフォーマットを参考に、理念、子どもの発達援助、保護者支援などの視点で副園長が園の自己評価（案）を作成し、試験的に実施しま

	<p>した。園ではこのフォーマットをもとに、より園の保育にマッチした自己評価を年度末に実施し、結果を園玄関に公表します。</p>
<p>6.職員の資質向上の促進</p>	<p>保育方針に沿った保育を実践するために、経験や保育技術、性格などを基準に人材を採用しています。職員の配置は、育休や産休などを考慮し、国の基準より多く配置するようにしていますが、昨今の保育士不足を反映して現状にはあまり余裕はありません。欠員の場合は、非常勤職員などで補いつつ募集を行い、必要な人材を確保しています。また看護師や栄養士を配置し、理念の実践に向けた人材構成にしています。人材の育成計画として、毎年度、全職員を対象に「研修計画書」を策定しています。毎年度末、園長が全職員と面接し、目標に対しての達成度を評価して人事考課を行い、資質向上についてや、研修など知識や技術向上の次年度目標を設定しています。</p> <p>外部研修の担当者は副園長、幼児主任、乳児主任で、外部研修の計画を策定しています。内部研修の担当は副園長です。内部研修として、AED（自動体外式除細動器）を使った心肺蘇生法について行い、非常勤職員も参加しています。横浜市や神奈川区主催の外部研修には、職員の目標や希望などを考慮し、研修担当者が参加者を決め、日勤の非常勤職員も参加しています。保育所保育指針、乳児・幼児保育、療育、衛生管理、アレルギー、接続期など多彩な研修を受けています。職員は研修参加後、研修報告書を提出し、職員会議で報告して共有化しています。研修報告書は全職員が目を通し、チェックする表を添付して全員に周知できたかを確認しています。研修内容は園の課題や職員の状況を見て研修担当者が毎年見直しをしています。</p> <p>日常使う業務マニュアル「業務手順」には毎日の保育で行うべき点、早番・遅番、清掃、伝達すべきことなどが記載され、非常勤を含む全職員に配付しています。業務にあたっては、非常勤職員の能力、経験年数、性格などを考慮し、常勤職員と非常勤職員との組み合わせなどを配慮しています。内部研修は非常勤職員も対象に実施しています。外部研修は、勤務時間の調整ができる場合は非常勤職員も参加できるようにしています。非常勤職員の指導担当はクラス担任が担っています。非常勤職員も常勤職員同様に、毎日の昼礼や毎月の職員会議に参加しています。非常勤職員との面談を年1回実施しており、個人の課題や業務上の相談を受けるなどしています。</p>